

大河ドラマ「べらぼう」活用推進事業
期間限定ショップ管理運営及び地域活性化イベント実施業務委託
事業者公募型プロポーザル募集要項

この募集要項は、「べらぼう」活用推進事業として開設する期間限定ショップの管理運営業務を委託する業者を選定するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集）について、必要な事項を定めるものである。

1 事業概要

(1) 事業名

大河ドラマ「べらぼう」活用推進事業 期間限定ショップ管理運営及び地域活性化イベント実施業務委託

(2) 業務内容

別紙「大河ドラマ「べらぼう」活用推進事業期間限定ショップ管理運営及び地域活性化イベント実施業務委託仕様書（案）」のとおり

※ ただし、プロポーザルにおいて優先交渉権者が提案する内容を基に協議の上、仕様の内容を決定する。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年2月19日(木)まで

ただし、本件は令和7年度当初予算が議会で可決された場合において、契約を締結する。

(4) 提案上限額

計 9,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

2 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、以下のすべての条件を満たすこと。

また、参加申請時点において参加資格を有する場合であっても、契約締結までの間に参加資格を喪失することになった場合、本募集に係る申請は無効とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 東京都台東区競争入札有資格者指名停止基準（平成10年2月20日付9台総経第170号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 東京都台東区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日付23台総経第645号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生計画開始の申立てをした者にあつては、裁判所により再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 本業務又は類似業務に関する十分な実績を有する従業員を雇用していること。
- (8) 事業所（営業所）が東京都、または隣接県にあること。
- (9) プロポーザル募集要項公表時点において、納期の到来している国税及び地方税を完納していること。
- (10) 受託事業者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス禁止法並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び条令等の関連法規を遵守すること。

3 選定スケジュール（予定）

	手続き	日程
1	台東区ホームページにて公表	令和7年3月7日（金）
2	質問の提出締切	令和7年3月14日（金）15時
3	質問の回答	令和7年3月21日（金）
4	提案書の提出締切	令和7年3月28日（金）15時
5	一次審査（書類審査）	令和7年4月11日（金）
6	一次審査結果及び二次審査の詳細通知	令和7年4月15日（火）
7	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和7年4月下旬
8	結果通知、結果公表	令和7年4月下旬

※審査結果等についての問合せには応じないものとする。

4 提出書類・応募方法

本プロポーザルに参加を希望するものは、以下のとおり、必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 東京都台東区競争入札資格を有する者

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）
- ③ 財務諸表 貸借対照表及び損益計算書等（直近決算期3年分）
- ④ 業務体制図
- ⑤ 業務実績
- ⑥ 提案書
- ⑦ 見積書

※見積書の積算内容は「一式」とするだけでなく内訳を記入すること。

- ⑧ 東京電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（印鑑登録証明書含む）の写し

イ 東京都台東区競争入札資格を有しない者

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）
- ③ 財務諸表 貸借対照表及び損益計算書等（直近決算期3年分）
- ④ 業務体制図
- ⑤ 業務実績
- ⑥ 提案書
- ⑦ 見積書

※見積書の積算内容は「一式」とするだけでなく内訳を記入すること。

- ⑧ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）[正本]（発行後3ヶ月以内のもの）
- ⑨ 法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書（直近決算期2年分）
- ⑩ 納税証明書その1（法人税）（直近決算期2年分）
- ⑪ 納税証明書その1（消費税及び地方消費税）（直近決算期2年分）

※⑨から⑪までの書類については、各税目における完納を証明するものに限る。

(2) 書類の提出

ア 令和7年3月28日（金）15時必着。上記の書類を全て揃えて提出すること。郵送又は持ち込みで提出すること。また、提出形式は紙媒体の他、電子ファイル（CD-ROM 若しくは DVD-R/W）を提出すること。データはマイクロソフト社 Microsoft 365®に対応する形式のものとする。

イ 提出先は台東区役所産業振興課地域産業・ふるさと納税担当とする。

【提出先】〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号

台東区役所産業振興課地域産業・ふるさと納税担当

TEL：03-5246-1143

(3) 提出書類の作成にあたっての注意事項

ア 特に指定がある場合を除き、原則A4版用紙を使用し、文章は横書きとする。

イ 文字サイズは、12ポイント以上とする。図やイラストを用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる程度とすること。

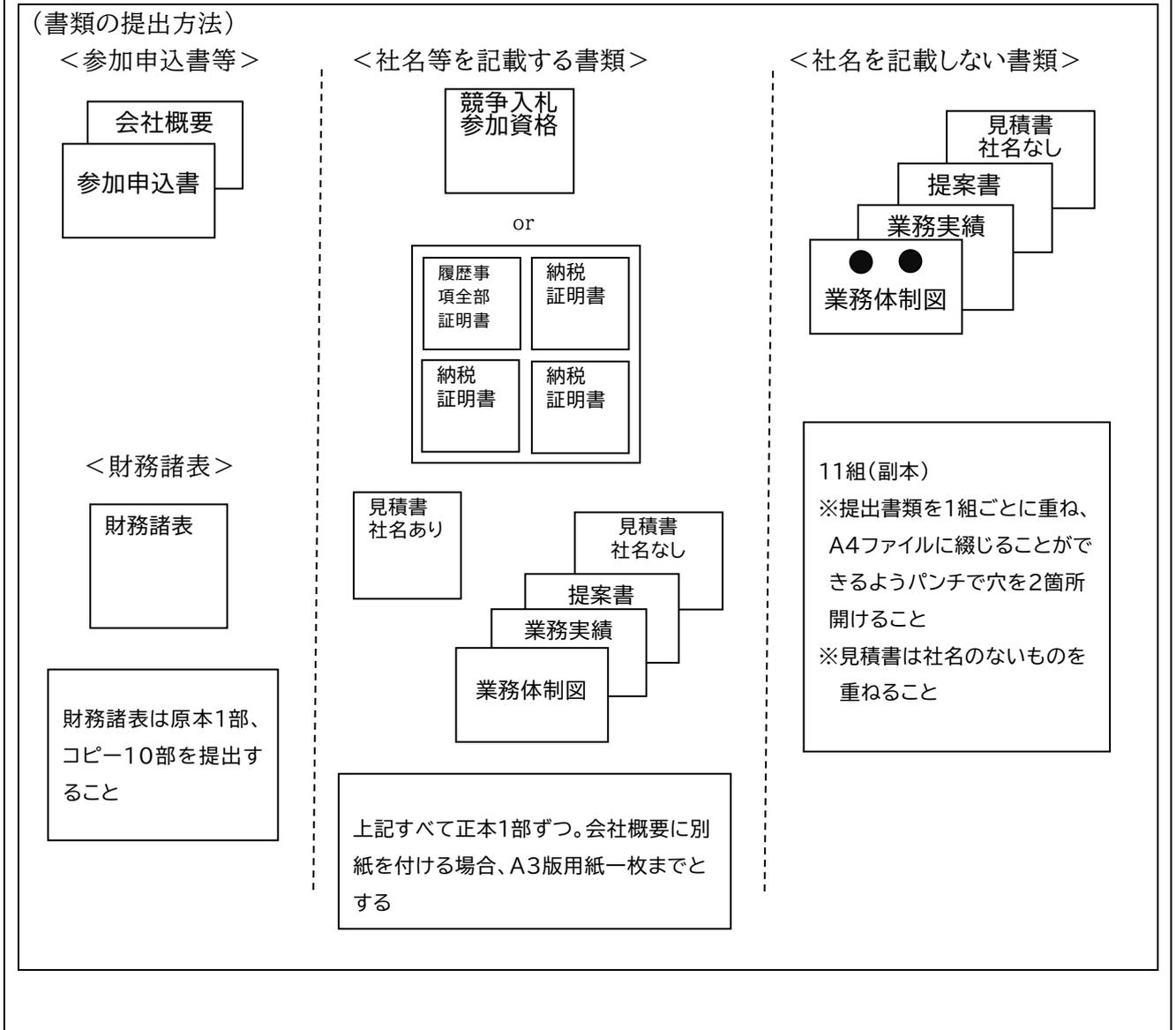
ウ 見積書を除き、提出書類に記入欄がないものについては会社名、社章等、ロゴマーク等、作成者が分かる表示は一切しないこと。

エ 提出書類が欠けている場合又は必要部数を満たしていない場合は、受け付けない。

オ 提出書類について

書類の名称		記述内容等	提出部数	提出期限
①	参加申込書	参加申込書(様式1)	1部	3月28日 (金) 15時まで
②	会社概要	会社概要(様式2)		
③	財務諸表	財務諸表(直近決算期3年分)		
④	業務体制図	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類はA4版4枚までとし、書式は任意とする。 役割を明記した図解による実施体制を記載すること。 実務担当者の適切な人員配置、運営会社のバックアップ体制等について記載すること。 セキュリティに関する体制も必ず記載すること。 	原本1部 コピー10部	
⑤	業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類はA4版4枚までとし、書式は任意とする。 本件と同種業務または類似業務に関する契約の履行、もしくは本業務に活用できると推測される関連実績がある場合は、その概要を記載すること。 業務種別、業務内容、期間、経費、事業主体、主な実績は記載すること。 	正本1部 副本11部 ただし、正本のみ社名押印し、副本は社名などを伏せること。	
⑥	提案書	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類は目次含むA4版15枚までとし、書式は任意とする。 企画内容を記載した書類を提出すること。 記載内容には、冒頭に企画提案のポイントをまとめた概要(1ページ以内)を盛り込むこと。 企画提案書の中に委託契約期間の業務進行が分かるようなスケジュール及び収支計画のシミュレーションを記載すること。 		
⑦	見積書	<ul style="list-style-type: none"> 見積書の正本については、表紙に社名及び代表者職氏名を記載のうえ、社印及び代表者印を押印すること。副本については、容易に提案者を特定できるような情報社印、ロゴ等の記載は行わないこと。 積算内容は、「一式」とするだけでなく、費用の積算内容を詳細に記入すること。 別紙仕様書6「業務内容」の内容ごとの内訳を示すこと。 		
⑧	東京都台東区競争入札資格に関する事	東京電子自治体共同運営の物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(印鑑登録証明書含む)の写し		
⑨以降	東京都台東区競争入札資格を有しない者の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの) 法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書(直近決算期2年分) 納税証明書その1(法人税)(直近決算期2年分) 納税証明書その1(消費税及び地方消費税)(直近決算期2年分) 	1部	
	東京都台東区競争入札資格	<ul style="list-style-type: none"> 履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの) 法人事業税及び地方法人特別税の納税証明 	各1部	

を有しない者の提出書類	書(直近決算期2年分) ・納税証明書その1(法人税)(直近決算期2年分) ・納税証明書その1(消費税及び地方消費税)(直近決算期2年分)	
-------------	--	--



(4) 提出書類の取扱い

- ア 受付期間終了後は、提出書類に記載された内容の変更は認めない。
- イ 事業者の選定の有無にかかわらず、提出書類は返却しない。
- ウ 提出書類は事業者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- エ 提出書類(上記ウで複製した書類を含む。)は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- オ 本プロポーザルの参加表明手続き以降に、区に提出された書類については、東京都台東区情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。条例第6条に該当する事項以外は公開となるため、あらかじめ了承の上、提出すること。
- カ 提出書類に記載された個人情報は、本プロポーザルの実施にのみ用い、他の用途には用いない。なお、当該個人情報は、東京都台東区個人情報の保護に関する法律施

行条例（令和5年3月15日台東区条例第2号）の規定に準じて取り扱う。
キ 提出書類の内容について、別途確認し、追加書類を求める場合がある。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式3）により、電子メールで提出すること。

(2) 質問書の提出先メールアドレス

電話で問い合わせすること。

(3) 質問書の提出期間

令和7年3月7日(金)から3月14日(金)15時まで

(4) 質問に対する回答方法

受け付けた質問及びその回答は、参加資格を認めた者全員に対して電子メールにて回答する。ただし、質問の内容により、本プロポーザル方式による事業者の選定に当たって公平性を保つことができないもの並びに意見の表明と解されるもの及び質問の内容が不明瞭なものとの区が判断した場合は、回答しないことがある。

(5) 質問の回答

令和7年3月21日(金)までに回答する。

6 審査及び選定

(1) 選定委員会

台東区が設置する「大河ドラマ「べらぼう」活用推進事業 期間限定ショップ管理運営及び地域活性化イベント実施業務委託事業者選定委員会」（以下、「委員会」という）において次の審査を実施し、優先交渉権者を決定する。

(2) 開催日程

一次審査 令和7年4月11日（金）

二次審査 令和7年4月下旬

※二次審査の集合時刻及び審査会場等の詳細は、提案書等を提出した者に対し、後日電子メールにて個別に連絡する。

(3) 審査方法

ア 一次審査

書類審査とする。委員会において提出書類を審査し、二次審査の対象となる提案者を選定する。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることや、ヒアリングを行う場合がある。

イ 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

一次審査を通過した提案者を対象に、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行い、本業務の適正を判断する。

・使用機材

プロジェクター（HDMIケーブル）、電源、延長コード及びスクリーンは本区が用意する。パソコンを使用する場合は各自で用意すること。

・説明時間

1事業者につき30分程度（企画提案説明15分程度、質疑応答15分程度）

・提案者側の参加者

1事業者につき人数は3名以内とし、プロジェクト責任者が説明を行うこと。

・留意事項

※ プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとする。企画提案と異なる内容の説明は認めない。なお、プレゼンテーションで用いる資料

は、2次審査の詳細通知に従って、PDF又はPPT形式（電子ファイル（CD-ROM若しくはDVD-R/W）で、「4 提出書類（2）書類の提出先 イ」に記載の宛先に郵送又は持ち込みで提出すること。

- ※ プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。
- ※ 参加者が1社であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員の合計の得点率が60%未満の場合は、本業務の優先交渉権者として選定しない。
- ※ また、合計点が同じ事業者が2者以上ある場合は、最高評価の項目が最も多い者を選定する。

(4) 評価基準

評価項目	評価事項	配点
全体	・本業務の目的及び内容を十分に理解し、業務に関する全体像を適切に把握できているか。	5
運営実績	・直近5年間で、類似する業務を実施、受託した実績があるか。	5
運営力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制は適切か。また、緊急時に即応可能な管理体制がとられているか。 ・業務実施時の安全性が適切に確保されているか。 ・円滑に業務が実現できるスケジュールが組まれているか。 ・従事するスタッフの適当な接遇等に必要な教育等の実施があるか。 ・企業の財務状況及び本事業における収支計画は適正か。 	25
企画力	【期間限定ショップ】 <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュレス決済など、来店者の利便性を考慮したサービスがあるか。 ・商品の取扱基準は具体的な内容であり、区内事業者への配慮やサポートなどが含まれているか。 ・来店者ニーズの想定から取扱商品の構成に特色があるか。 	25
	【地域活性化イベント】 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の来街者の分析により、イベント参加者を適切に想定されているか。 ・周辺地域との連携やサポートを適切に行えるような計画か。 	
提案力	【期間限定ショップ】 <ul style="list-style-type: none"> ・来店、購買につながる工夫や本区の魅力を発信できる話題性のある屋内外の装飾、什器、及びレイアウトになっているか。 ・販売エリアの実施内容の提案が魅力的であるか。特に、区内事業者の販路拡大や売上向上に効果的な提案があり、実現可能性が高いか。 ・企画エリアの実施内容が魅力的であるか。特に、販売エリアとの親和性や販売企画に独自性があり、集客力として効果的な提案であるか。 	35
	【地域活性化イベント】 <ul style="list-style-type: none"> ・区内事業者や周辺地域の魅力を活かし、地域活性化に資するイベントであるか。 ・イベントに独自性があり期間限定ショップへの誘引につながり相乗効果が期待できるか。 	
	【PR】 <ul style="list-style-type: none"> ・適切なターゲット設定に対する効果的なPR手段が提案されているか。さらにその手段が区外に対してもリーチできるか。 	

	・PRの実施内容が具体的かつ魅力的であるか。	
価格	・提案上限額に対する見積額の割合	5

(5) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
- エ 見積額が提案上限額を超えた場合
- オ 参加資格要件を欠くことになった場合
- カ 優先交渉権者決定までの間に、事業者選定に関して応募者やそれと同一と判断される団体等が自己を有利に又は他の応募者を不利にするような選定者及び選定者が所属する団体への働きかけを行った場合
- キ その他本募集要項に違反するなど委員会が不適格と認めた場合

(6) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、各応募者に通知するとともに、優先交渉権者のみ公表する。ただし、各評価項目の点数及び評価点を算出するための計算式等は公開しない。
- イ 審査結果についての問い合わせには一切応じない。
- ウ 審査経過や審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- エ 審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合がある。

7 優先交渉権者との協議

優先交渉権者と区は、契約締結に向けて仕様書の細目及び契約条件について協議を行う。この協議に際しては、必要に応じ優先交渉権者の提案に対して修正を求めることができることとし、優先交渉権者は、誠実に協議に応じるものとする。なお、優先交渉権者との協議が不調のときは、次点交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。

8 委託料の支払い

支払の詳細については、契約時に協議するものとする。

9 その他

- (1) 本プロポーザルの提案にかかる一切の経費は提案者の負担とする。
- (2) 1提案者につき、提案は1案限りとする。
- (3) 本募集に関して提出された応募書類は一切返却しない。
- (4) 区が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 区からの指示がない限り、書類提出後の差し替えは認めない。
- (6) 提出書類の著作権を含む全ての知的財産権は、区に帰属する。
- (7) 再委託は認めないものとする。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者に対してもこの契約を遵守させなければならない。
- (8) 電子メール等の通信事故、郵便等の事故、その他いかなる事情により質問票及び提案書類が区に届かない場合にも、区は一切責任を負わないものとする。
- (9) 審査に関する書類を提出後、応募を辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (10) 業務に際しては、提出書類の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するもの

ではない。したがって優先交渉権者と区は、審査の結果、採択された企画提案に基づき委託業務の内容の詳細を別途協議・調整の上、契約内容を決定する。

(11) 本要項に内容を追加、修正する場合、適宜、区HPにて公表する。

10 問合せ先

台東区役所 文化産業観光部 産業振興課 地域産業・ふるさと納税担当

〒110-8615 東京都台東区東上野四丁目5番6号

電話 03-5246-1143 FAX 03-5246-1139

mail 電話でお問合せください。